

岩倉使節団の成立（三）

——メンバーの決定をめぐる——

菅原 彬州

はじめに

- 1 岩倉具視全権大使の内定（以上、本誌131巻1・2号）
- 2 全権副使の内定
 - (1) 木戸孝允・大久保利通の副使内定
 - (2) 伊藤博文の副使内定
 - (3) 山口尚芳の副使内定（以上、本誌131巻3・4号）
- 3 その他のメンバーの内定
- 4 使節団メンバーの発令
 - (1) 大使グループの発令
 - (2) 大使グループの追加発令と発令変更（以上、本号）
 - (3) 理事官グループの発令
 - (4) 理事官グループの追加発令

おわりに

3 その他のメンバーの内定

岩倉全権大使の内定、それに木戸・大久保・伊藤・山口の全権副使の内定に続き、書記官となるメンバーが選考されるにあたって、どのような理由が考えられるであろうか。それは「岩倉人撰書メモ」にあった「通弁」という語学力、そして留学を含む海外体験・外交交渉の経験・職務上の立場さらには自薦・他薦など、様々な理由が考慮された結果と言えるであろう。

書記官その他のメンバーについて、全員の内定の経緯を明らかにすることはできなかったが、明らかにできたメンバーの内定について、以下みてみよう。

なお、メンバーとして内定・発令されたものの、出発前に発令が取り消された者たちについては後述することとし、上記の使節団構成メンバーのうち、まず書記官となるメンバーの内定から探ってみよう。

○明治4年9月29日（1871年11月11日）

●田辺太一の内定

田辺太一 生年 天保2年9月16日（1831年10月21日）

没年 大正4（1915）年9月16日

田辺太一は、「岩倉人撰書メモ」によって、「今日」すなわち明治4年9月29日（1871年11月11日）に内定したのがわかる。

田辺が選任された理由は、その経歴にあると思われる。田辺は、文久3年（1863年）の遣仏使節団（池田筑後守一行）そして慶応3年（1867年）の遣仏使節団（徳川民部大輔一行）の随員として、海外体験・外交経験を持つ旧幕臣の出で、新政府樹立後は、明治3年1月8日（1870年2月8日）に外務少丞に任命された外務官僚であった。海外事情に明るい外交交渉の経験豊富な田辺は、外務少丞として職掌の上からしても実務に通じた、使節を補佐するにふさわしい人物としてまさに適任の人物であったと言ってよい。

●柴田昌吉の内定

柴田昌吉 生年 天保12年12月27日（1842年2月7日）

没年 明治34（1901）年10月8日

柴田昌吉も、「岩倉人撰書メモ」によって、「今日」すなわち明治4年9月29日（1871年11月11日）に内定したのがわかる。

柴田昌吉は、安政5年（1858年）に長崎の英語伝習所で英語を学び、後

に頭取となった。その語学力に加え、外務大記としての職掌柄使節参加が内定したのである。そして後述のように、正式に2等書記官として使節団随同行の発令を受けるのであるが、この発令は取り消され、使節団メンバーから外れることとなった。

● 渡邊洪基の内定

渡邊洪基 生年 弘化4年12月23日（1848年1月28日）

没年 明治34（1901）年5月24日

渡邊洪基も、「岩倉人撰書メモ」によって、「今日」すなわち明治4年9月29日（1871年11月11日）に内定したのがわかる。

後の帝国大学総長になる渡邊は越前藩出身で、幕末に医学・オランダ語を学び、明治元年に米沢で英学校を開くなどした後、大学南校に入学し、大学中助教となった。明治3年6月27日（1870年7月25日）に新政府の要請により外務省に出仕し外務大録となる。これらの経験から外務省に求められたと思われるが、内定の理由は、何といても外務大録から外務少記となっていた渡邊は、明治3年12月20日（1871年2月9日）に「条約改正下調可心得事」という職務に任じられていたのであり⁷⁴⁾、それゆえに条約改正問題についての知識を持っていたためであったと思われる。田辺とともに渡邊が選任される最大の理由は、その職掌上当然であったのである。

● 塩田三郎の内定

塩田三郎 生年 天保14年11月6日（1843年12月26日）

没年 明治22（1889）年5月12日

塩田三郎も、「岩倉人撰書メモ」によって、「今日」すなわち明治4年9月29日（1871年11月11日）に内定したのは明らかである。

幕末に幕府が条約を締結した米欧先進諸国の主要公用語は、英語・仏語・

74) 『勅奏任官履歴原書 転免病死之部』、渡邊洪基の項。

独語であった。それゆえ、条約改正問題を協議する使節団にとってこれらの言語を習得した通訳が交渉には必須であった。

「岩倉人撰書メモ」に記された「通弁」として列挙されている者たちは、そのような視点で選任されていると見てよい。

塩田三郎は、幕末に箱館でメルメ・カシオンに英仏語を学び、文久3年(1863年)の遣仏使節団(池田筑後守一行)に通弁御用として英仏に随行した。元治2年(1865年)に幕府が横浜仏語伝習所を開設すると実質的な校長であったメルメ・カシオンの助手を務めた。慶応3年(1867年)、外国奉行支配組頭に進み、明治時代になると明治3年4月17日(1870年5月17日)に民部省に出仕、その後外務省に転じ、外務権大記から外務権少丞へと進む。そして、明治4年6月5日(1871年7月3日)に特例弁務使として電信会議のためイタリアのローマへ出張を命じられ、主張中の同年8月10日(同年9月5日)に外務大記に進む。それゆえ、「岩倉人撰書メモ」では、「廿五日迄二美盛頓工罷出使節待受之事」とメモされていたのであった。

塩田が使節団メンバーに選任されたのは、塩田の経歴・職掌上もさることながら、その仏語の語学力が抜きんでていたがゆえに、各国との外交交渉に必要な人物と見做されたと言えるであろう。

●小松済治の内定

小松済治 生年 嘉永元年11月(1848年12月)

没年 明治26(1893)年5月12日

小松済治も、「岩倉人撰書メモ」によって、「今日」すなわち明治4年9月29日(1871年11月11日)に内定したのは明らかなのであった。

小松済治は旧姓を馬鳥と言ひ、出身は和歌山藩となっている⁷⁵⁾。祖父の馬鳥瑞延は眼科医学を学び、会津藩主の松平容敬の治療が縁で会津藩に仕えることになる。父の馬鳥瑞謙が亡くなると家督を継いだ馬鳥済治は、会

75) 「官吏進退 司法省自一月至七月」(『公文録』第186巻, 明治18年)。

津藩の侍医となっていた叔父の馬島瑞園に伴われて会津に行き、藩校の日新館で学ぶ。慶応元年（1865年）に藩から選抜され、長崎の精得館でオランダ医学を学ぶ。また知り合いとなったプロシア商人カール・レーマンからドイツ語を教えられ、慶応3年（1867年）レーマンに伴われてドイツに渡り、その後ハイデルベルク大学に入学して医学・法学を勉強し、明治3年（1870年）に帰国する。帰国後馬島から小松に改姓した小松済治は、先祖の地である和歌山藩に出仕して軍制改革などに携わり、それが縁で明治4年1月11日（1871年2月21日）に大阪兵部省御用掛、そして同年9月2日（同年10月6日）に兵部省7等出仕に任じられる。それゆえ、「岩倉人撰書メモ」では「兵部省承知」と記されているのであった。

小松済治が「通弁」として使節団メンバーに選任された理由が、そのドイツ留学の経験すなわちドイツ語を習得し堪能であるという語学力にあったことは、言うまでもないであろう。

● 福地源一郎の内定

福地源一郎 生年 天保12年2月1日（1841年3月23日）

没年 明治39（1906）年1月4日

福地源一郎の内定については、「岩倉人撰書メモ」では「伊藤取計」と記されていて、「今日」とは記されていない。これは、福地源一郎を使節に随行させるということについて、伊藤が取り仕切るということを意味している。すなわち、伊藤がとにかく福地の随同行を頑強に主張し、それが岩倉・木戸・大久保に了承されたことを示している。この明治4年9月29日の時点で、福地の使節参加は事実上内定したと見ることができるのである。

しかし実際には、福地の使節参加には、政府内で難色が示されていたのである。その間の状況について、福地は、次のように回顧している⁷⁶⁾。

76) 川辺真蔵『報道の先駆者福地櫻痴』、三省堂、1942年、111頁～112頁。

余が囊に米国にありて、紙幣処分及銀行設置等の事を視察し、得るところあるを以て、井上伯は窃に余に説くに、欧米に使節に随従するを止め、東京に止まりて俱に大蔵の政に従事せん事を以てせられたり。余も亦去就に関して頗る惑ひ、是を伊藤伯に諮りて其誨を乞ひたるに、伊藤伯は余が任務の輕重を計りて自ら決する所あるべきを以てし、又余が一身の為を謀るも、使節に随従して欧米に再遊、見聞を広くするの益あるべきを告げ給えり。然れども余が友人中には、猶余が留守に加はらん事を望みて、余が為に謀りたるもありて、交々木戸、西郷諸公に説きたるが故に、余が去就は伊藤伯よりして内閣諸公へ伺はるゝ事と為れり。内閣に於て木戸公は「福地をして使節に随従せしむべし」と宣ひしに、西郷公は「否々福地は東京に留む可し」と反対せられたり。木戸公「そは何故にぞ、公は福地の如何なる人物にて、如何なる使途に適當なるを知り玉ふか」と問はれたるに、西郷公は首を振て「否々余は一面識したるだけにて、其如何なる人物たるを知らず、唯々某氏が拒むべしと説たるに由て否みたる迄なり」と笑て之を諾せられたりといへり。是は其後余が親しく木戸公より聞たる所にして此一事以て西郷公の真率なると磊塊なるを知るに足るべし

井上が福地を国内に留めようとしたのに対して、伊藤はあくまでも福地を随行させよう主張し、福地の国内残留を承諾しないという意向を強く示していたのである。それでも、井上は、福地の1等書記官としての随行が明治4年10月8日（1871年11月20日）に発令された後も福地の随行を承知せず、その国内残留に固執していた。木戸も、伊藤の主張に「一道理」を認めつつ、井上のために福地を引き留めようとして大隈とも相談したほか、福地の代わりに仏語ができる人物を探すに至っている⁷⁷⁾。

しかし、伊藤は断固として主張を曲げなかった。明治4年10月19日（11

77) 前掲、『木戸孝允文書』第四、302頁。

月22日）付大隈宛伊藤書簡には、以下のように述べられている⁷⁸⁾。

福地一条井上へ諭シ終ニ書記官にて相連罷越候方至当と申処にて当人へハ井上之申聞候筈ニ落着仕候尚自然当人随行を否候時ハ王命を遵奉不仕儀ニ付大蔵省に於ても相用申間布と申事までをも協議決定ニ付此段御含までニ申上置候間此上尚異議之不生様御担当御依頼申上候拜具

十月十九日夜

西郷参議へハ井上之言戻シ可仕筈ニ御坐候以上

伊藤工部大輔

大隈参議 殿

乞親拆

伊藤がどうしても福地を同行させたいとする態度に、井上も遂に福地引き留めを諦め、井上から福地には改めて話すということで、福地の使節同行問題が最終的に決着がついたことがわかる。そして、もしも福地が同行を承知しないならば、それは勅命を奉じないという理由で、大蔵省からも追い出してしまうとまで決めたのであった。違勅の罪云々とまで問われては、福地も否応もなく、観念し同行を承知せざるをえなかったと言える。

4 使節団メンバーの発令

実際に明治4年11月12日（1871年12月23日）横浜を出発した岩倉使節団は、使節団本隊ともいべき大使グループが、岩倉具視特命全權大使、木戸孝允・大久保利通・伊藤博文・山口尚芳の4人の特命全權副使、塩田三郎（塩田は欧州に先行滞在）・田辺太一・何礼之・福地源一郎の4人の1等書記官、小松済治・林董・長野桂次郎の3人の2等書記官、川路簡堂・渡邊洪基の

78) 前掲、『大隈重信関係文書』第1巻、418頁。

2人の3等書記官、安藤太郎・池田寛治の2人の4等書記官、それに五辻安仲・内海忠勝・中山信彬・野村靖・安場保和・久米邦武の6人の大使随員、そして使節団別働隊ともいべき理事官グループが、田中光顕大蔵省理事官・阿部潜・杉山一成・富田命保・若山儀一・沖守固・吉尾永昌の6人の大蔵理事官随員、佐々木高行司法省理事官・岡内重俊・中野健明・長野文炳・平賀義質の4人の司法省理事官随員、山田顕義兵部省理事官・原田一道兵部省理事官随員、田中不二麿文部省理事官・今村和郎・内村公平・近藤鎮三・長与専齋・中島永元の5人の文部省理事官随員、肥田為良工部省理事官・瓜生震・大島高任の2人の工部省理事官随員、東久世通禧宮内省理事官・村田新八宮内省理事官随員から構成されていた。

(1) 大使グループの発令

◎明治4年10月8日(1871年11月20日)

前述のように内定していた大使・4人の副使、同じく内定していたその他のメンバーも含めた以下の人びとに対して、明治4年10月8日(1871年11月20日)、太政官政府は正式に以下の通り発令した⁷⁹⁾。

右大臣岩倉具視

特命全権大使トシテ欧米各国へ被差遣候事

参議木戸孝允

大蔵卿大久保利通

工部大輔伊藤博文

外務少輔山口尚芳

特命全権副使トシテ欧米各国へ被差遣候事

外務少丞田辺太一

外務大記塩田篤信

79) 『大日本外交文書』第4巻、外務省調査部編、1938年、75頁～76頁。

岩倉使節団の成立（三）（菅原）

福地源一郎

今般特命全権大使欧米各国へ被差遣候ニ付二等書記官トシテ随行被仰
付候事

外務大記柴田昌吉

外務少記渡邊洪基

川路簡堂

小松濟治

今般特命全権大使欧米各国へ被差遣候ニ付二等書記官トシテ随行被仰
付候事

右之通本日御沙汰相成候条此旨相達候也

辛未十月八日

式部寮

外務省 御中

●柴田昌吉の発令取消

2等書記官に任命された外務大記柴田昌吉であったが、実際には使節団のメンバーとしては出発してはいない。10月下旬に作成されたと思われる『岩倉具視関係文書』第7巻にある使節団メンバーのリストによれば、2等書記官柴田昌吉の名はまだあるが、このリストの「付箋」によれば、その「代り」が考慮されている⁸⁰⁾。その理由は、以下の明治4年12月4日(1872年1月13日)付及び翌明治5年1月13日(1872年2月21日)付の柴田昌吉の2通の辞職願から明らかである⁸¹⁾。

私儀

去十月初旬以来宿疾ノ胸痛相発種々療養相加へ既ニ六十日程ニモ相成

80) 『岩倉具視関係文書』第7巻，日本史籍協会，1934年，300頁。

81) 「柴田大記辞表」（「外務省 外務省之部 全 壬申自正月至三月」，『公文録』明治5年・第4巻）。

候へ共兎角全治仕兼当節ノ容躰ニテハ急速快復ノ程モ難計奉存候然ル
ニ依然ト奉職仕居候テハ何トモ恐懼至極ニ奉存候間自然十分ノ保養モ
相届兼却テ全快ノ期相後レ候儀ニ付何卒職務御免被仰付候様伏奉願
候以上

辛未十二月四日

柴田大記

外務卿 殿

外務大輔殿

微臣儀

客歳十月初旬以来胸病ニ相罹リ療養既ニ三ヶ月余ヲ経昨今稍快方ニ赴
候へ共原来此病ハ六七ヶ年以前ヨリノ宿病ニテ一旦平癒ハ仕候へ共過
ル午年重病相煩候以来兎角身躰健康ニ復シ兼時々宿疾再感ノ気味有之
候へドモ押テ奉職仕居候処遂ニ客歳以来ノ長病ト相成急々全活ノ程モ
難計殆当惑仕候然ル処近来ニ至リ漸ク胸痛ハ相減候へ共兎角鬱悶仕リ
少シク心気ヲ勞シ候時ハ忽チ再感ノ患有之右様身躰薄弱ニ御坐候テハ
畢竟充分ノ奉職モ仕兼甚以恐懼ノ至ニ奉存候就テハ只今ノ内篤ト保養
仕全ク壯健ニ復シ候様仕度右保養中依然ト奉職仕居候テハ第一素餐ノ
罪難免恐懼ノ至奉存候所ヨリ自然充分ノ保養行届兼之カ為メ全活ノ期
ヲ失シ候哉ト深痛心仕候依之何卒病氣保養中職務御免被成下度勿論病
氣全快身躰壯健ニ復シ候上更ニ相当ノ職務被仰付候ハ、不顧庸劣精々
驚力ヲ尽シ聊可奉酬皇恩万分ノ一志願ニ御坐候依之右願ノ通り被仰付
候様伏テ奉願候以上

壬申正月十三日

柴田外務大記

柴田は長年の「胸病」のため、職務が十分に果たせないで、「病氣保養中職務御免」と休職を願い出たのであった。

そして、これについては「正月十九日外務大記柴田昌吉二等書記官トシテ大使隨行被仰付置候処被免同日依願本官被免位記返上」と記されていて、

柴田昌吉は、明治5年1月19日（1872年2月27日）に発令が取り消されるのであった⁸²⁾。

(2) 大使グループの追加発令と発令変更

明治4年10月8日（1871年11月20日）の大使グループの発令後も、大使グループメンバーの追加発令と発令変更が行われているので、それを順次みていこう。

◎明治4年10月22日（1871年12月4日）

●安藤太郎の追加発令

安藤太郎 生年 弘化3年4月8日（1846年5月3日）

没年 大正13（1924）年10月29日

安藤太郎は、明治4年10月22日（1871年12月4日）、以下の通り4等書記官の発令を受けた⁸³⁾。

今般特命全權大使欧米各国へ被差遣候ニ付四等書記官トシテ随行被仰付候事

安藤太郎に関しては、「岩倉人撰書メモ」で、「外ニ 安藤太郎之事」と記されていて、明治4年9月29日（1871年11月11日）の時点で使節随行が考慮されていたことがわかる。安藤は、鳥羽藩出身で幕末に海軍操練所、陸軍伝習所で学んだ後、騎兵指南役として幕府軍に加わり箱館戦争にも参加したが、破れて獄に繋がれる。その後、恩赦により釈放され、明治4年1月22日（1871年3月12日）に、大蔵省11等出仕を振り出しに官界に入った。そして、廃藩置県後の明治4年8月14日（1871年9月28日）、語学力を評価

82) 「外務大記柴田昌吉表ヲ上リ職ヲ辞ス」（『太政類典・外編』、明治四年～十年・官規一・任免）。

83) 前掲、『大日本外交文書』第4巻、83頁。

されて外務省に転じ、外務大佑、外務大録に任じている⁸⁴⁾。

安藤は、他のメンバーと異なり、これといった留学経験や外交交渉に携わった経歴もなかったから、外務官僚としての職務上から随行候補となり、4等書記官に選任されたと思われる。

● 池田寛治の追加発令

池田寛治 生年 弘化3年(1846年)⁸⁵⁾

没年 明治14(1881)年1月8日

池田寛治は、安藤太郎と同じく明治4年10月22日(1871年12月4日)に、以下の通り、随行の発令を受けた⁸⁶⁾。

今般特命全権大使欧米各国へ被差遣候ニ付四等書記官トシテ随行被仰付候事

池田寛治は長崎県出身で前名を呉常十郎といった。唐通詞呉家から名村常之助の養子となるも後に呉家に戻る。慶応4年5月(1868年6月or7月)に長崎府より仏学助教を申し付けられ、明治2年4月(1869年5月)に仏学教授へと進み、同年9月(同年10月)に長崎府改め長崎県の仏学教導と

84) 「元農商務省商工局長正五位勲四等安藤太郎以下三名位階進級ノ件」(『叙位裁可書・明治三十年 叙位卷三』)。

85) 池田寛治の生年については、①弘化3年(1846年)・②嘉永元年(1848年)・③嘉永2年(1849年)の3説がある。①の説は田中彰『岩倉使節団の歴史的研究』であり、②の説は石原千里「オランダ通詞名村氏——常之助と五八郎を中心に——」(『英学史研究』, 1989年, 第21号)において、『慶応元年調査明細分限帳』にある「丑十八歳」という記載に依拠したものである。③の説は渡邊志郎『行ケヤ海ニ火輪ヲ轉ジ 池田政懋略伝』(好文出版, 2024)において、「故長崎税関長池田寛治君の履歴」(『西海新聞』明治14年1月18日付)の記事に依拠し「蓋然性が高い」というものである。

86) 前掲、『大日本外交文書』第4巻, 83頁。

なる⁸⁷⁾。同年11月29日（同年12月31日）に大学校の少助教に任ずるも、明治3年1月28日（1870年2月28日）に外務省へ出仕し中訳官となる。しかし大学南校も「仏学教官何分ニ茂人少」なく困っていると外務省に申し出で⁸⁸⁾、翌2月10日（3月11日）に池田は大学南校の少助教に復任し、3月16日（4月16日）に中助教、明治3年12月4日（1871年1月24日）に大学大助教となる⁸⁹⁾。

このように池田は、仏語教官として卓抜な語学力を有していたことが使節首脳たちによって評価され、4等書記官に任命されたと思われる。

◎ 明治4年10月22日（1871年12月4日）

明治4年10月22日（1871年12月4日）に、外務大記野村靖・式部助五辻安伸・神奈川県大参事内海忠勝・兵庫県権知事中山信彬の4人が「大使随行」すなわち「今般特命全権大使欧米各国へ被差遣候ニ付随行被仰付候事」という追加発令を受けている。

● 野村靖の追加発令

野村靖 生年 天保13年8月6日（1842年9月10日）

没年 明治42（1909）年1月24日

野村靖は、長州藩士入江嘉伝次の次男として生まれる。兄入江九一が家を継承したため、親戚の野村氏の養子となり、少年の頃、吉田松陰の松下村塾に入門する。師の吉田松陰に傾倒し、尊皇攘夷運動に携わる。明治になり、明治4年7月23日（1871年9月7日）宮内省に出仕する。宮内権大丞・宮内大丞となるも、同年10月7日（同年11月19日）外務省に転じ、外務大記となる。同年10月22日（同年12月4日）、「大使随行」に任命されたのは、職掌上もあるが、長州閥のリーダーである木戸・伊藤の引きによると思わ

87) 『百官履歴』下巻, 187頁。

88) 「各庁官吏ヲ本省へ採用一件」(『各庁官吏ヲ本省へ採用雑件』)。

89) 前掲, 『百官履歴』下巻, 188頁。

れる。ちなみに伊藤とは松下村塾の同門であり、野村の妹すみ子は伊藤の最初の妻であった。

外務省の外務少丞田辺太一・外務大記塩田篤信・外務大記柴田昌吉・外務少記渡邊洪基等がそれぞれ書記官に発令されたのに、なぜか野村は書記官には発令されず、「大使随行」となった。留学体験・外交交渉経験・語学力が考慮された結果でないとするれば、残るは、木戸・伊藤等の人脈が物を言い、暫定的に「大使随行」として同行させ、その担当する職務内容は、おそらくは書記官事務と思われるが、発令後に決定することになっていたとしか考えられない。

事実、使節団渡米直後の明治4年12月(1872年1月)に、野村靖は「大使随行ヲ以テ書記官一同事務可被取扱候事」を命じられ、書記官一同に「野村靖大使随行ヲ以テ書記官一同事務為取扱候条可被得其意候事」という達が伝えられているのであった⁹⁰⁾。

●五辻安仲の追加発令

五辻安仲 生年 弘化2年1月13日(1845年2月19日)

没年 明治39(1906)年2月9日

五辻安仲は、弘化2年1月13日(1845年2月19日)、堂上家・半家の五辻高仲の子として生まれた。幕末の禁門の変で参朝停止処分を受け、慶応3年(1867年)赦免となる。明治元年(1868年)に参与兼内国事務局権判事・弁官、明治3年(1870年)に少弁兼雅楽長、廃藩置県後の明治4年8月(1871年9月)に式部助となり、同年10月22日(同年12月4日)に「大使随行」の発令を受けたのである。

五辻の発令が「大使随行」となっている理由も、その担当職務内容も判然としない発令なのであった。おそらくは、五辻の官職が式部助であるので、各国王室礼典制度全般の調査・研究という特化した目的から同行となっ

90) 『在米雑務書類 全』(『大使書類』)。

たがゆえに、単に「大使随行」の発令となった可能性が高いのである。

実際、使節団渡米直後の明治4年12月（1872年1月）に、野村と同じく、五辻安仲は「式部寮之理事官之心得ヲ以テ当務之事件宮内理事官東久世侍従長申談可被取調候事」と命じられ、宮内省理事官東久世通禧へは「五辻安仲式部寮理事官之心得ヲ以テ当務之事務可取調旨申渡候間篤可被申合候事」と達したのであった⁹¹⁾。

● 内海忠勝の追加発令

内海忠勝 生年 1843年9月12日

没年 明治38（1905）年1月20日

内海忠勝は長州藩出身で、実父は吉敷毛利家家来の吉田治助、後に内海亀之進の婿養子となり、内海姓となる。慶応4年（1868年）兵庫県断獄局に出仕し、明治2年（1869年）同県外務局聴訟掛から外務局御用掛に転じ、少参事に進み、明治3年（1870年）兵庫県大参事となる。同年閏10月（同年11月or12月）神奈川県大参事に転じ、明治4年10月（1871年11月）まで横浜港に関する業務に従事していた⁹²⁾。そして、同年10月22日（同年12月4日）に「大使随行」の発令を受けるのである。内海の使節参加については、神奈川県知事陸奥宗光による内海の同行推薦があった。同年10月4日（同年11月16日）付大隈重信宛陸奥書簡には、次のようにある⁹³⁾。

今般各国江使節被指立候段敬承いたし候。右御用筋者推量難致候得共定而御条約御改正之御儀ニも有之歟。就而者是迄開港場に於て取扱来候事件も御見合に可相成品も可有之、又向後開港場事務取計之心得にも可相成候間、右使節被指立候節当県大参事内海忠勝義陪従為致度候

91) 同上。

92) 『諸官進退録 明治七年五月六月』（「諸官進退」第23巻）。

93) 早稲田大学大学史資料センター編『大隈重信関係文書』第10巻、みすず書房、2014年、122頁。

条此度内々相伺置候間、可然御取計被下度奉頼候。以上

十月四日

神奈川県知事陸奥宗光

大隈参議殿

本文之次第御採用相成候へは速に御沙汰相成候様致度候也。

開港場横浜における諸事件及び将来の開港場事務を取り扱わせるためにも、内海大参事を「陪従」させてほしいという大隈への要請なのであった。

また、内海自身も、大隈邸を度々訪問し、使節随行を働きかけている。

すなわち、同年10月10日（同年11月22日）付大隈宛内海書簡には、以下のようにある⁹⁴⁾。

一翰拜呈。愈以御壯健御奉職奉敬賀候。過日は度々御館江罷出御多忙中御妨申上、其節御願申上置候愚弟洋行之事如何相成候哉、今以何之御沙汰も無之甚以不安之至、何卒急々達書相下り候様御配慮相願度、日限も追々相迫候間御繁劇中恐入候へ共明日中にも相運候様奉懇願候。実に今度之機会を失候様に而者洋行之日途更に無之、心事御推察宜御取計偏に奉願候。匆々頓首

十月十日

内海忠勝

大隈参議殿

内海にとっても、陸奥の後押しによる洋行の話はまたとない好機会であり、随行の件がなかなか決まらないのは「不安之至」であり、大隈の「配慮」を懇願しているのがわかる。

その12日後の同年10月22日（同年12月4日）、ようやく内海の洋行は決定

94) 前掲、『大隈重信関係文書』第2巻、同上、165頁。

したことが、以下の同年10月22日（同年12月4日）付大隈宛内海書簡からわかる⁹⁵⁾。

一書拝呈。爾後益御壯健御配慮之御義と奉恐察候。愚弟も洋行之事御蔭を以本日拝命、大に安心仕候。何れ參館御礼可申上候。将亦林董三郎事は如何相成哉、折角今宵参上可相伺とも存居候へとも御多忙と相考態と差扣、書中を以御模様相窺申候。外にも神奈川県之事にて是非共御直々申上置度事件有之、今宵なり今朝なり御都合之宜敷候節鳥渡御逢被下度、委敷者拜青之節万可申上候間、御都合之否被仰聞度此段申上候。匆々頓首

十月廿二日

内海忠勝

大隈参議 殿

内海が「本日拝命」となり大いに安心したと述べているのは、内海の「大使随行」が発令されたことを伝えているのであった。

内海は「大使随行」として発令されるにあたり、「今般特命全権大使随行被仰付候ニ付テハ開港場之事務研究習学可致件々目的相立速ニ可伺出事」という命令を受けている⁹⁶⁾。すなわち、各国の「地方官ノ事務」の取調を行わせようというところにあつたと思われる⁹⁷⁾。

事実、使節団渡米直後の明治4年12月（1872年1月）、内海は「地方理事官之心得ヲ以テ取調向并旅中大蔵省理事官申談地方関係之事務専課可被取調事」という命令を受けていたのであった⁹⁸⁾。

95) 同上。

96) 「中山兵庫県権知事外一名へ達の件」（『諸官進退状』第2巻）。

97) 『内海忠勝報告 理事功程 全』（『大使書類』）。

98) 『在米雑務書類』（『大使書類』）。

● 中山信彬の追加発令

中山信彬 生年 天保13年10月15日（1842年11月17日）

没年 明治17（1884）年2月17日

中山信彬は佐賀藩出身で、幕末にフルベッキに英語を学び、慶応3年（1867年）に佐賀藩が設立した「蕃学稽古所」・翌年改称の「致遠館」という英学校の「執法」（句読師）に任命され、明治元年11月（1868年12月or1869年1月）に長崎府大参事となる。次いで明治2年（1869年）に堺県大参事に転じ、さらに同年兵庫県大参事に転じて、明治3年閏10月8日（1870年11月30日）に兵庫県権知事に就任する。そして、明治4年10月22日（1871年12月4日）に「大使随行」の発令を受けたのであるが、内海忠勝と同じく、「今般特命全権大使随行被仰付候ニ付テハ開港場之事務研究習学可致件々目的相立速ニ可伺出事」という命令を受けていた⁹⁹⁾。すなわち、中山信彬が「大使随行」という発令を受けたのは、「民蔵合併」後に地方民政事務を吸収した大蔵省支配下の地方官吏であったからであって、各国港湾制度を含めた「地方事務取調」のための使節随行となったと言える¹⁰⁰⁾。

それゆえ、内海と同様に、使節団渡米直後の明治4年12月（1872年1月）、中山も「地方理事官之心得ヲ以テ取調向并旅中大蔵省理事官申談地方関係之事務専課可被取調事」という命令を受けていたのであった¹⁰¹⁾。

中山は、発令日の明治4年10月22日（1871年12月4日）に兵庫県権知事を退任したが、同年11月（同年12月）に兵庫県正権大参事から、以下の上申書が出されているのであった¹⁰²⁾。

兵庫県正権大参事建議中山兵庫県権知事大使随行ヲ罷ント請フ
兵庫県正権大参事上申

99) 「中山兵庫県権知事外一名へ達の件」（『諸官進退状』第2巻）。

100) 『中山信彬報告 理事功程 全』（『大使書類』）。

101) 『在米雑務書類』（『大使書類』）。

102) 『記録材料 雑書』No. 18。

今般大使欧米各国へ被指遣候付当県権知事中山信彬随行被仰付候旨拜承仕候然ルニ当県之儀ハ改テ申上候迄ニ無之天下之難県且開港年浅ク諸件之躰裁不相整折柄信彬任職以来夙夜酷暑勉強漸ク十二二三ヲ踏ムノ位置ニ臨ミ今俄ニ職ヲ海外ニ奉スルニ至テハ実ニ当港之興廢ニ拘リ可申儀ト苦心焦慮ニ不堪其上雑居地稅額等之儀ハ永世ニ關係致シ候緊要之事件愚昧謏劣之臣等更ニ方向モ不相立儀ニ付海外随行深キ御趣旨モ可有御坐候ヘトモ仰キ願クハ御振替之上信彬ハ重テ御用之節随行被仰付候儀ニハ至申間敷哉尤信彬儀便船次第東行之筈ニ御坐候間不取敢建言仕候敬白 十一月日欠 指令欠○久米権少外史ニ質スニ中山信彬大使随行帰朝後外務省五等出仕ニ補セラレシト云

この上申については「指令欠」とあるが、「天下之難県」である開港場兵庫県の行政事務に携わる県官にとって、長官が抜けては直面している緊要案件処理に多大な影響が及ぶことになり、中山信彬の海外行は次の機会にしてほしいという切なる上申であったことがよくわかる。

◎明治4年10月23日（1871年12月5日）

●川路簡堂の発令変更

川路簡堂は、幕末に外国奉行で名を馳せた川路聖謨の孫で、幕府の教育機関の昌平黌そして蕃書調所でオランダ語や英学を学び、また横浜仏語伝習所で仏語を学んだ後、慶応2年（1866年）に幕府でイギリスに留学した幕臣であった。慶応4年（1868年）に帰国した川路は横浜で貿易商売に手を出したが失敗する。その頃、伊藤博文や川村純義と知り合い、旧幕臣で新政府に出仕していた旧知の渋沢栄一・田辺太一の推挙で使節に随行することになったと言われている¹⁰³。川路が随行メンバーになったのは、イ

103) 宮永孝「元幕臣の英語教師 川路簡堂のこと」（法政大学社会学部学会『社会労働研究』、第37巻3号、1990年、3頁）。

ギリスへの留学経験と海外見聞に加えて、田辺を通じた伊藤との人脈によるものであったと言えるであろう。

2等書記官として発令された川路簡堂であったが、10月23日(12月5日)、以下のように発令が変更される¹⁰⁴⁾。

川路簡堂

今般特命全権大使欧米各国へ被差遣候ニ付三等書記官トシテ隨行被仰付候事

右之通御沙汰相成候条此段申入候且川路簡堂へ去八日御達ノ分御取消ニ相成り更ニ本文之通被仰付候此段モ為御心得申入候也

辛未十月廿三日

式部寮

外務省 御中

2等書記官から3等書記官への格下げの理由は明らかではないが、その後10月下旬(12月上旬)に、川路は外務省7等出仕に任命されるのであった¹⁰⁵⁾。

● 林董三郎の追加発令

林董三郎 生年 嘉永3年2月29日(1850年4月11日)

没年 大正2(1913)年7月10日

川路が3等書記官に発令が変更された明治4年10月23日(1871年12月5日)、林董三郎は、以下の発令を受ける。

林董三郎

今般特命全権大使欧米各国へ被差遣候ニ付二等書記官トシテ隨行被仰

104) 前掲、『大日本外交文書』第4巻, 84頁。

105) 「川路簡堂外務七等出仕被命ノ件」(『諸官進退状』第2巻, 明治4年10月)。

付候事

林董三郎は佐倉藩医佐藤泰然の息子だが、幕府御殿医の林洞海の養子となり、林姓となる。慶応2年（1866年）川路簡堂とともに幕命により渡英した留学生となり英語を学ぶ。慶応4年（1868年）帰国すると榎本武揚に随従して箱館戦争に参加し、榎本軍が破れると幽囚の身となり、明治3年（1870年）釈放されると紀州の陸奥宗光の食客となり、陸奥の斡旋により紀州藩の軍制改革に尽力した後、廃藩置県で陸奥が神奈川県知事となると陸奥の推薦により神奈川県に出仕し少参事となる。そのうちに使節派遣の話を小松済治から聞き及び、横浜へ来た伊藤へ談じて、使節随行となるのであった。林は、以下のように回顧している¹⁰⁶⁾。

県庁に在ること一ヶ月許り、嘗て大阪にて陸奥方にて識人となりたる小松済治、陸軍省に出仕せるが、横浜に來りて曰く、「近日政府は、岩倉右大臣公を正使として使節を欧米に派遣するの挙あり、自分も之に随行する積なれば、足下も随行することを運動すべし」と告げ知らせたり、其時陸奥知事は出京して不在なりしが、伊藤（博文）大蔵少輔は、一日横浜に來りて佐野茂と云う料理屋に在り。予て大阪にて面識ありしを以て、直に往て使節随行のことを依頼す。伊藤氏は副使の一人たることを聞きしが故なり。氏は書状を以て陸奥氏に依頼す。依て、十一月四日、外務省七等出仕拜命二等書記官として、欧米大使随行を仰付けり。

林の自薦運動と陸奥の口添えにより、林の使節随行を考えるに至った伊藤は、10月23日（12月5日）付大隈宛書簡で、次のように使節随行の「取極」・「拜命」を督促し、同日付で林の発令となったことがわかる¹⁰⁷⁾。

106) 由井正臣校注・林董述『後は昔の記』、東洋文庫、1970年、166頁。

過日重疊申上置候林董三郎御呼出無之、又西郷之異議に而は無之乎と甚懸念仕候。今日は拜命可被仰付乎最早余日無之、至急御取極可被下候。拜具
念三

林董三郎が使節随行に至った理由は、林の留学体験もさることながら、小松・陸奥・伊藤といった人脈を活かした自薦運動が実を結んだと言える。

◎ 明治4年11月3日 (1871年12月14日)

● 安場保和の追加発令

安場保和 生年 天保6年4月17日 (1835年5月14日)

没年 明治32 (1899) 年5月23日

安場保和は肥後細川藩家老の家柄の出身で、藩校時習館に入り、横井小楠に師事し四天王の1人と称される。戊辰戦争では東海道鎮撫総督府参謀となった後、明治2年 (1869年) に東京府大属に任じ、胆沢県大参事に転ずる。明治3年 (1870年) に酒田県大参事、明治4年 (1871年) に熊本藩権大参事試補・少参事となり、廃藩置県後、西郷隆盛の推挙により大蔵大丞・租税権頭に任じられた。

そして、明治4年11月3日 (1871年12月14日)、安場は、以下の通り、「大使随行」の追加発令を受けるのであった。

今般特命全権大使欧米各国へ被差遣候二付随行被仰付候事
右之通本日宣下相成候条此旨相達候也

辛未十一月三日

式部寮

外務省 御中

107) 『大隈重信関係文書』1、みすず書房、2004年、201頁。

安場に対して、この追加発令に至った理由は、どう考えればよいのであろうか。その背景として考えられるのは、大蔵省内部の紛紜である。大久保日記の明治4年10月5日（1871年11月17日）の条には「二字后西郷氏江訪大蔵省中段々議論有之安場氏ハ□論之ヲニ付示談承候」と記されている¹⁰⁸⁾。

当時の大蔵省は「民蔵合併」により強大な権限を掌握するに至った。そして、大久保が使節の副使として海外に出るとすれば、その実権を握るのは、大蔵大輔の井上である。井上としては他省なかんずく正院の干渉・掣肘を予防する政治的保証を取りつける必要があり、またそれと併せて、後年「安場ぢや、何じやといふ分らぬ人が沢山居つて、経済だの、財政だの分りツこはない。私も実はこんな分らぬ人達と共に、やつて行きやうが無いかと云ふ事が頭にある」と回顧しているように、可能なら大蔵省内部の肌合わない非井上派の排除が望ましいのであった¹⁰⁹⁾。

井上は、明治4年10月10日（1871年11月22日）付大隈宛書簡で、以下のよう
に伝えている¹¹⁰⁾。

昨宵ハ雨天別て御苦勞千万ニ奉存候別時申上候様何分弟ハ連印を相見候迄ハ出省不仕覚悟ニ御座候何分ニモ今日御調印相濟候様奉祈候自然相濟候ハ、御聞セ被下度候少輔之事も今日御決議被下度候安場等も至急相運候様御尽力被下岡本も同様ニ御座候凡テ留主ハ各省ニ卿無之様相成候上ハ分課無之候共格別ハ御座有間舗候様相考へ申候先ハ右申上度勿々拜白

十月十日

井上大輔

大隈参議 様 至急

108) 前掲、『大久保利通日記』下巻，192頁。

109) 渋沢青洲記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第3巻，241頁。

110) 前掲、『大隈関係文書』第1巻，413頁～414頁。

井上が安場と岡本の処遇について大隈に依頼している内容こそ、彼らの海外行であったと思われる。明治4年11月3日(1871年12月14日)に安場が「大使随行」の発令を受け、岡本も明治5年に博覧会の件で欧州へ派遣されることになるのであった。しかし、大蔵省からは理事官として田中光顕が派遣される予定であり、安場を同行させるとすれば、租税権頭の職掌に関する調査に限定した「大使随行」ということになったと思われる。

実際に、使節団渡米直後の明治4年12月(1872年1月)に、安場は、「大使随行ヲ以テ大蔵理事官兼務之心得会計収税等之事務田中戸籍頭申談可被取調候事」という命令を受けるのであった¹¹¹⁾。

◎ 明治4年11月4日(1871年12月15日)

● 山内六三郎の追加発令と取消

山内六三郎 生年 天保9年9月17日(1838年11月3日)

没年 大正12(1923)年2月5日

外務7等出仕の山内六三郎に対し、明治4年11月4日(1871年12月15日)、「今般特命全権大使欧米各国へ被差遣候ニ付三等書記官トシテ随行被仰付候事」という追加発令がなされた¹¹²⁾。山内がこの追加発令を受けたのは、その語学力と経歴に着目し、書記官補充対象として選任されたからではないかと思われる。

すなわち、山内六三郎は、旗本伊奈氏家臣の山内豊城の子で、佐倉藩蘭方医佐藤泰然の学僕となり、箕作阮甫にオランダ語を学び、蕃書調所の句読教授になる。安井息軒の門下生として英語を学んだ後、文久3年(1863年)の遣仏使節団(池田筑後守一行)に御手附翻譯御用・出役として渡仏し、フランス語を習得する。更に慶応3年(1867年)には遣仏使節団(徳川民部大輔一行)に外国奉行支配通弁御用として随行、通訳を務める。幕府が崩壊

111) 前掲、『在米雑務書類』(『大使書類』)。

112) 前掲、『大日本外交文書』第4巻, 85頁。

すると、旧幕府軍榎本武揚とともに箱館戦争に参加、降伏後に津軽藩に禁固・抑留され明治3年（1870年）に釈放される。釈放後は和歌山藩でフランス医師の通訳をした後に上京、明治4年（1871年）に新政府に仕えて外務7等出仕に任じ、同年11月4日（1871年12月15日）に3等書記官の発令となったものである。

このように、2度の渡仏による海外見聞と伝語に堪能なところが見込まれ、発令となったと思われる。

しかし、この発令は、同年11月8日（同年12月19日）、「特命全権大使欧随行三等書記官被免候事」というように、取り消されるのであった¹¹³⁾。

取消の理由について、明治5年2月13日（1872年3月21日）付吉田清成宛渋沢栄一書簡は、次のように記している¹¹⁴⁾。

昨日申上候山内六三郎之義、今朝同人弊廬へ罷越種々申談候処是非御随行相願度趣ニ御坐候、尤も山内義昨年十一月大使洋行之節も外務省より既に拜命之処、開拓使との打合無之ニ付、黒田君異論有之差留ニ相成、其替り当年中屹度洋行之公事可申付との義、黒田君より山内へ内諭も有之、略契約同様相成居候由

山内六三郎の発令にあたり、北海道開拓使との間で事前に打合せをしていなかったために、長官黒田清隆が異論を唱え「差留」になったというのである。黒田は山内の語学力とその頭脳明晰さを高く評価していて、黒田が海外から招いた御雇外国人教師との間のパイプ役をさせようと山内を勧誘し、その条件として、翌5年（1872年）には必ず洋行させると山内に「略契約同様」の約束したというのである。山内は黒田の求めに応じ、明治4年11月9日（1871年12月20日）「開拓使5等出仕」に登用されるのであ

113) 同上、87頁。

114) 渋澤青淵記念財団竜門社編『渋澤栄一伝記資料』別巻第4・書簡（二）渋澤青淵記念財団竜門社、1967年、566頁。

た¹¹⁵⁾。

◎明治4年11月5日（1871年12月16日）

●久米邦武の追加発令

久米邦武 生年 天保10年7月11日（1839年8月19日）

没年 昭和6（1931）年2月24日

久米邦武は、明治4年11月5日に「今般特命全権大使欧米各国へ被差遣候ニ付随行被仰付候事」という発令を受けた。

久米邦武は、佐賀藩出身で安政元年（1854年）藩校弘道館に学ぶ。江戸に遊学し、文久3年（1863年）昌平坂学問所に入学。その後帰郷し弘道館補欠指南役となる。明治になり佐賀藩権大属に任じる。明治4年9月30日（1871年11月12日）鍋島家家扶となり、同年11月5日（1871年12月16日）使節随行の発令を受けると同時に、太政官権少外史に任じられるのであった。

久米の発令に至った事情であるが、久米は、次のように話している¹¹⁶⁾。

私が全権大使岩倉具視に随行して、海外に赴いたのは、実に遽の朝命であった。それには、一理由があるのである。具視は鍋島閑叟（旧佐賀藩鍋島正斎である）と其の生前に、非常に昵懇であつた。閑叟の病が危篤の時に、嗣子直大がまだ若年であつたので、死後は具視が之を世話すると言つたのであつた。そこで大使になつたから、閑叟の遺囑を思ひ、直大を携へて洋行するので、私も之と一同に随従すべく命ぜられたのである。

久米は、使節随行について、岩倉具視への閑叟の「遺囑」によるものと述べているが、しかし実際は、少し相違している。

115) 『諸官進退状』第7巻, 明治5年5月～6月。

116) 妻木忠太『史実参照 木戸松菊公逸話』, 有朋堂書店, 1935年, 319頁。

明治4年11月4日（1871年12月15日）付大隈宛岩倉書簡には、次のようにある¹¹⁷⁾。

今日者段々御厚キ御取扱畏感戴仕候扱皇学者一人之処何卒今日至急被仰付候様偏御依頼申入候

一右皇学者義神祇省官員ニ被仰付随行為命候様致度右者神祇省も随
行条理之所令然ト足下御議論之處予強テ異存申立御罷ニ相成候次第
候得共昨夜フルベッキ懇話之節今度政府半ハ御出行之勢実ニ国家之
基礎是ヨリ目的被為立候御義ト各人深ク感佩之事候然ルニ神祇省
一ノミ随行為無之義者欠点実ニ遺憾之事候仍之予甚後悔更ニ御断申入
候間前時申入候通更正院ニテ御評議御許容偏願候

一佐賀県久米某被仰付候ハ、早速当家へ入来之様本御同県之義何卒宜
敷御頼申入候

一福羽門脇之内江も前条之次第御依頼申入候

右申入度勿々如此御坐候不一

十一月四日

具視

大隈 殿

使節派遣が決まった際に、大隈は、皇学固有の思想を以て、欧米の文明を觀察させるべきであるという考えから、神祇省からも和漢の学に通じた皇学者を1人同行させるべきであると主張したが、岩倉はそれを一旦は拒否した。しかし、岩倉はフルベッキの助言を聞いて考え直し、大隈に前言を謝罪するとともに、改めて大隈が推薦した皇学者の久米を随行させたいと申し入れた結果、久米の随行が決まったことがわかるのである。

そして、「大使随行」の追加発令となった久米は、使節団渡米直後の明

117) 前掲、『大隈重信関係文書』第1巻、424頁～425頁。

治4年12月（1872年1月）、「大使附属枢密記録等可被取調候事」という指令を受け¹¹⁸⁾、帰国後に『特命全権大使 米欧回覧実記』を執筆・編集するのであった。

◎ 明治4年11月8日（1871年12月19日）

● 長野桂次郎の追加発令

長野桂次郎 生年 天保14年9月16日（1843年10月9日）

没年 大正6（1917）年1月13日

長野桂次郎（前名は立石斤次郎）については、明治4年9月29日（1871年11月11日）の「岩倉人撰書メモ」で、「伊藤井上示談之上壺人後日治定」とあったように、在米の芳川賢吉と長野桂次郎のどちらか一方が「通弁」随行としての選考対象にあがっていた。

長野桂次郎は幕府直参旗本小花和度正の次男として生まれた。少年期に、叔父の立石得十郎がオランダ語の通詞をしていた（ペリー来航時の通訳）関係で、この叔父からオランダ語そして英語を学ぶ。また下田に居住していた時に森山栄之助や米人マクドナルドからも英語を教えてもらい、その後、幕府が創設した長崎英語伝習所に入り、英語習得に努める。安政6年（1859年）神奈川運上所の通弁見習に採用され、叔父の立石得十郎の養子となり、立石斤次郎を名乗る。万延元年（1860年）立石得十郎が遣米使節団（新見豊前守一行）の通詞となったのを機に「通詞見習」として随従を許可された。アメリカでの長野は「トミー」の愛称で米女性を魅了し、「トミー・ポルカ」という曲まで作られたことでよく知られている。帰国後は開成所の教授職並出役となり、後に1等書記官に発令される田辺太一が主務の外国奉行御書翰掛となる。文久3年（1863年）兄の小花和重太郎が幕府に「弟丈夫届」を出し、姓名が米田桂次郎となる。慶応3年（1867年）米国公使ヴァン・ファルケンバーグが15代將軍慶喜に内謁見した際に通訳を務めるほど英語の熟

118) 『在米雑務書類』（『大使書類』）。

達者となっていた米田桂次郎は、戊辰戦争で幕軍の歩兵頭並として、新政府軍と日光で戦い重傷を負うも仙台に逃れ、武器商人のプロシア人ヘンリー・シュネルと中国上海へ渡る。帰国した米田桂次郎は父の小花和度正の配慮で、先祖の長野姓に改め、長野桂次郎となり、東京下谷で英語塾を開いていたが、福沢諭吉の推薦により金沢の英学校「金沢藩中学東校」の教授に転ずる。

その長野桂次郎が、使節団出発直前の明治4年11月8日(12月19日)になって、漸く「今般特命全権大使欧米各国へ被差遣候二付二等書記官トシテ随行被仰付候事」という追加発令を受ける。なぜ発令がこのように手間取ったのか、その理由は判然としない。田辺太一の口添えがあったのか、ともかく金沢から急遽上京し、2等書記官として随行することになったのである。

(本学名誉教授)